横浜市立戸塚高等学校いじめ防止基本方針

平成26年３月28日　　策定
平成30年２月１日一部改訂
令和　４年４月１日一部改訂
令和　６年４月１日一部改訂
令和　８年３月１日一部改訂

戸塚高校は創立以来、「自主」「協励」「連帯」を教育目標に、自己の目標達成に向けて真摯に学び何事にも励む生徒、仲間や友人を大切にするやさしさと思いやりのある生徒、社会の変化に対応し物事を正しく判断できる生徒の育成を目指して教育活動を行っている。

この目標を達成するためには、全校生徒が安心して学校生活を送り、高い志を実現できるよう、教職員が生徒とともにいじめを抑止し、人権を守る土壌を育み、いじめを許さない学校づくりが必要不可欠である。そのためここに日常の指導体制を定め、いじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切かつ迅速に解決するために、「横浜市立戸塚高等学校いじめ防止基本方針」を定める。

１　いじめ防止に向けた基本的考え方

いじめとは、いじめ防止対策推進法第２条にあるように、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」を言う。

いじめの防止に向けては、教職員が生徒とともにいじめを抑止し、人権を守る土壌を育み、いじめを許さない学校づくりを推進することが必要である。

そのため、「自主」「協励」「連帯」という教育目標を一層重視し、質の高い授業や学級活動、生徒会活動及び部活動等を充実させることで、自尊感情と適切な人間関係つくりの力を伸長させる。また教職員は日頃より生徒一人ひとりの思いや成長に寄り添い、生徒理解を深めるとともに教育相談体制の充実を図り、教職員の受信する力を向上させる。いじめを認知した場合は、関係生徒や保護者との信頼関係に基づいて、迅速に事実把握に努め必要に応じて関連機関との連携を図り、早期に解決できるよう全職員で組織的に取り組む。

２　いじめ防止対策委員会設置について

〇組織の構成

校内に、いじめ防止対策委員会を設置する。生活環境部から委員長を選出し、校長、副校長、生活環境部主任、ホーム部各年次代表、養護教諭をメンバーとする。ただし、案件に応じて他の教職員(該当生徒年次主任・担任・該当部活動顧問等)も会議に参加する。また、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家も会議に参加する。

〇組織の役割

ア　研修の企画や生徒情報の共有、及び定期的なアンケート実施によるいじめの早期発

見と予防を推進する。

イ　いじめ解決のための事実調査、いじめを受けた生徒に対する支援、いじめを行った生徒に対する指導、対応方針の決定や保護者との連携など組織的対応の実施、関係者への報告を行う。

ウ　いじめの未然防止や早期発見、早期解決等の適切な対応のために、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門性を活用する。また、事案に応じて、教育委員会や児童相談所、警察等の関連機関と連携し、多面的な視点から支援や対応を行う。

エ　学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。

＊年間活動計画は別添

３　いじめ防止及び早期発見のための取組

○　いじめの防止

ア　自主・自律の生徒活動を支援し、学級、生徒会、部活動等で思いやりのある適切な人間関係の構築を指導する。

イ　授業規律を確立するとともに、思考・判断・表現など生徒主体の学習場面を設定し、様々な考え方や感じ方を受けとめられる集団作りの中で、自尊感情の向上を図る。

○　いじめの早期発見

ア　ホーム部を中心に、生徒会、部活動など様々な側面で生徒の情報を常に共有できるよう、日頃からの教職員間のコミュニケーションの円滑化を促進するとともに、職員会議及びホーム部会での情報交換の場を設定する。

イ　いじめ等の訴えを幅広く収集するため、いじめ防止アンケート等を実施する。それとともに、人権を大切にする学校風土を育むため、生徒一人ひとりが自他の命を尊重し思いやる心を育てる指導を進める。（４月、９月、１２月）

ウ　担任による教育相談を定期的に実施し、学習や部活動、人間関係などについて安心して相談できる体制を構築する。（５月、７月、１１月）

エ　生徒が SOS を発信しやすい仕組みや関係づくりを進める手立てとして、一人一台端末を活用し生徒の心の変化を察知する取り組みを推進する。

○　いじめに対する措置

ア　月１回、いじめ防止対策委員会を開催し校内の情報を共有し、いじめに対しては担任や顧問一人で解決するのではなく、ホーム部、生活環境部とともに学校として組織的に解決する体制を構築する。

イ　被害生徒及び保護者への連絡や支援について迅速に対応する。同時に加害生徒及び保護者についても、指導方針を明確にして対応する。被害、加害ともに必要に応じて、教育委員会、児童相談所や警察など関係機関と連携を図る。

ウ　いじめ防止対策委員会における措置について、会議録を作成し保管する。

○　いじめの解消

ア　いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の２つの要件が満たされている状態を言う。

① いじめの行為が少なくとも３か月（目安）止んでいること。

② いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

イ　上記の状態が確認されいじめの解消に至るまで、学校としての組織的な措置を継続する。

４　研修の実施とその目的

ア　生徒理解と人権意識に基づいて、高校生の発達段階に応じた適切な生徒指導の力を教職員が身につけられるよう研鑽する。

イ　いじめ防止について校内研修を実施し、全教職員がいじめについて人権問題であるとの認識と早期発見できる力を促進し、迅速な解決を図る力量を向上させる。（４月と１０月）

５　重大事態への対処

いじめの重大事態とは、いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項にあるように、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」(同項第 1 号)、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第 2 号）を言う。

ア　事案が発生した場合は、直ちに教育委員会に報告する。

イ　いじめ防止対策委員会が指揮し事実の調査を行い、事案の全体像を早期に把握する。

ウ　いじめを受けた生徒及び保護者に対し、調査内容の報告をするとともに、いじめの解決について可能な方策を検討し実施する。

エ　全校アンケートを実施し類似の事例がないか調査し、事例があれば同様に対処する。

オ　再発防止のため、指導体制の見直しを図るとともに、全校にいじめ防止について意識の喚起を図る。

６　その他

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年 1 回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う。必要がある場合は、学校いじめ防止基本方針の見直しを検討し、措置を講じる。

別　添

	取組内容	
	生徒・学校	保護者・地域
4月	・いじめ防止対策委員会発足 ・年間計画と重点指導内容等の確認 ・いじめ防止・生徒理解職員研修開催 ・いじめ早期発見のための生活アンケート実施 （記名式アンケート）	・入学式、保護者会等で「学校いじめ防止基本方針」の説明 ・学級懇談会
5月	・ホーム担任による個人面談及び教育相談 ・ホーム部会での情報集約・状況把握 ・SNS 講習会（1年次）	・学校運営協議会
6月	・情報交換及び共有、生徒の状況把握	・保護者会（1・2年次）
7月	・ホーム担任による個人面談及び教育相談 ・ホーム部会での情報集約・状況理解 ・いのちの授業（2年次）	・三者面談
8月	・横浜子ども会議	
9月	・生活アンケート実施 （記名式アンケート、教育相談）	・学校運営協議会
10月	・いじめ防止・生徒理解職員研修開催	
11月	・ホーム担任による個人面談及び教育相談 ・ホーム部会での情報集約・状況理解	・学校運営協議会 ・三者面談
12月	・いじめ解決一斉キャンペーン実施 （記名式アンケート、教育相談） ・薬物乱用講演会	
1月	・情報交換及び共有、生徒の状況把握	
2月	・情報交換及び共有、生徒の状況把握	
3月	・年度の振り返り、学校いじめ基本方針の見直し	・学校運営協議会
通年	スクールカウンセラーによる相談・連携 スクールソーシャルワーカーとの連携	

学校いじめ防止対策委員会（月1回・随時）いじめの認知・支援方針の決定